

貝塚市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本 台帳人口 (平成 28 年 1 月 1 日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26 年度の 人件費率
27 年度	人 89,212	千円 30,866,282	千円 77,261	千円 5,373,287	% 17.4	% 17.5

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

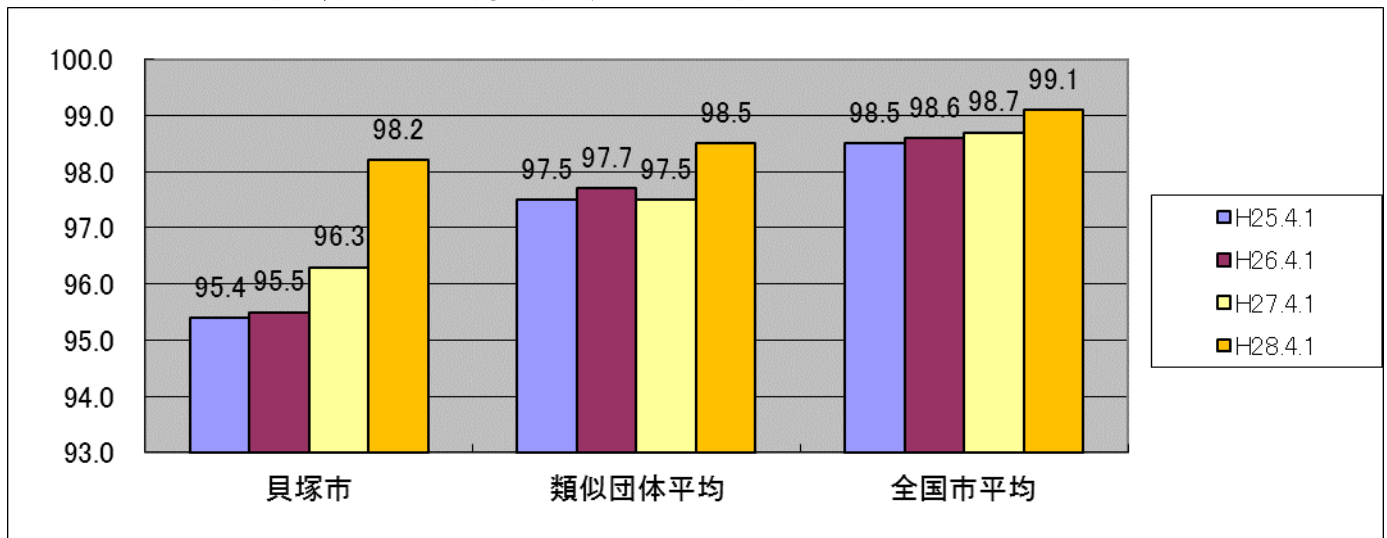
区分	職員数 A	給 与 費				一人当 たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平 均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27 年度	人 546	千円 2,001,265	千円 492,326	千円 803,967	千円 3,297,558	千円 6,039	千円 6,128

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1: ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。

2: 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3: 平成 25 年は、国家公務員の時限的な(2 年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

【実施】

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

人材確保への影響を考慮し、初任給にかかる号俸等については引下げを行わず、高齢層については最大4%程度引下げ。

なお、激変緩和のため、3年間(平成 30 年 3 月 31 日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準が引き続き6%であるのに対し、本市においても引き続き6%を支給。

(5) 特記事項

(給与減額の状況)

「貝塚新生プラン」により、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間、独自に給与減額を実施

減額措置の内容

- ・特別職の給料減額について、平成24年1月1日から当分の間、15%減額
- ・事務、技能職給料表の適用を受ける職員の給料月額について、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間、職員の職務の級に応じて7%～1%減額
- ・給料月額に比例して支給される地域手当、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当について、上記減額後の給料月額により算出

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成28年4月1日現在)

[1] 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
貝塚市	歳 41.0	円 309,700	円 388,876	円 359,755
大阪府	歳 42.3	円 324,565	円 435,770	円 381,136
国	歳 43.6	円 331,816	円 —	円 410,984
類似団体	歳 41.4	円 311,635	円 393,991	円 358,378

[2]技能労務職

区分	公務員					民間			備考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
貝塚市	歳 45.1	人 67	円 311,400	円 367,064	円 347,438	—	—	—	—
うち 清掃職員	歳 49.2	人 26	円 339,000	円 408,019	円 378,738	廃棄物処理業従業員	歳 45.3	円 290,300	1.41
うち 給食調理員	歳 38.9	人 24	円 264,000	円 294,383	円 291,683	調理士	歳 41.5	円 267,800	1.10
うち 庁務員	歳 46.7	人 10	円 322,400	円 362,340	円 358,660	用務員	歳 55.2	円 199,900	1.81
うち その他職員	歳 49.7	人 7	円 355,971	円 471,423	円 423,003	—	—	—	—
大阪府	歳 51.6	人 584	円 318,692	円 400,068	円 371,338	—	—	—	—
国	歳 50.4	人 2,876	円 287,447	—	円 329,358	—	—	—	—
類似団体	歳 50.0	人 29	円 327,544	円 384,993	円 362,464	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
貝塚市	—	—	—
うち清掃職員	円 6,561,928	円 3,968,100	1.65
うち給食調理員	円 4,745,396	円 3,593,500	1.32
うち庁務員	円 5,893,580	円 2,732,900	2.16
うちその他職員	—	—	—

※1:上記中、「その他職員」とは、葬儀員、土木工員及び運転手である。

2:民間データは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成25年～27年の3ヶ年平均)を使用している。

なお、調理士については大阪府のデータを記載しているが、廃棄物処理業従業員及び用務員については、都道府県別データがないため全国のデータを記載している。

また、その他の職員については、対応する類似職種や公表データがないため記載していない。

- 3: 公務員の「技能労務職の職種」と民間の「類似職種」については、公務員が正規職員のみを対象としたデータであるのに対して、民間のデータは短期雇用や非正規雇用を含んだデータであり、経験年数、平均年齢、業務内容、雇用形態が一致していないため、単純に比較できるものではない。
- 4: 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

[3]教育職のうち幼稚園教諭

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
貝塚市	歳 36.9	円 351,200	円 414,633	円 409,811
大阪府	39.5	340,307	412,555	—
類似団体	40.3	309,846	354,823	—

- (注)1: 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2: 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区分		貝塚市	大阪府	国
一般行政職	大学卒	183,300円	180,800円	176,700円
	高校卒	154,300円	146,500円	144,600円
技能労務職 (給食調理員以外)	高校卒	154,300円	151,067円	—
	中学卒	—	139,400円	—
技能労務職 (給食調理員)	高校卒	145,700円	—	—
	中学卒	—	—	—
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	201,900円	201,900円	—
	高校卒	179,500円	157,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	252,282円	341,000円	370,592円	402,807円
	高校卒	216,400円	—	—	—
技能労務職	高校卒	183,300円	288,100円	336,800円	366,100円
	中学卒	—	—	—	—
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	341,820円	—	—	—
	短大卒	297,648円	411,500円	—	—

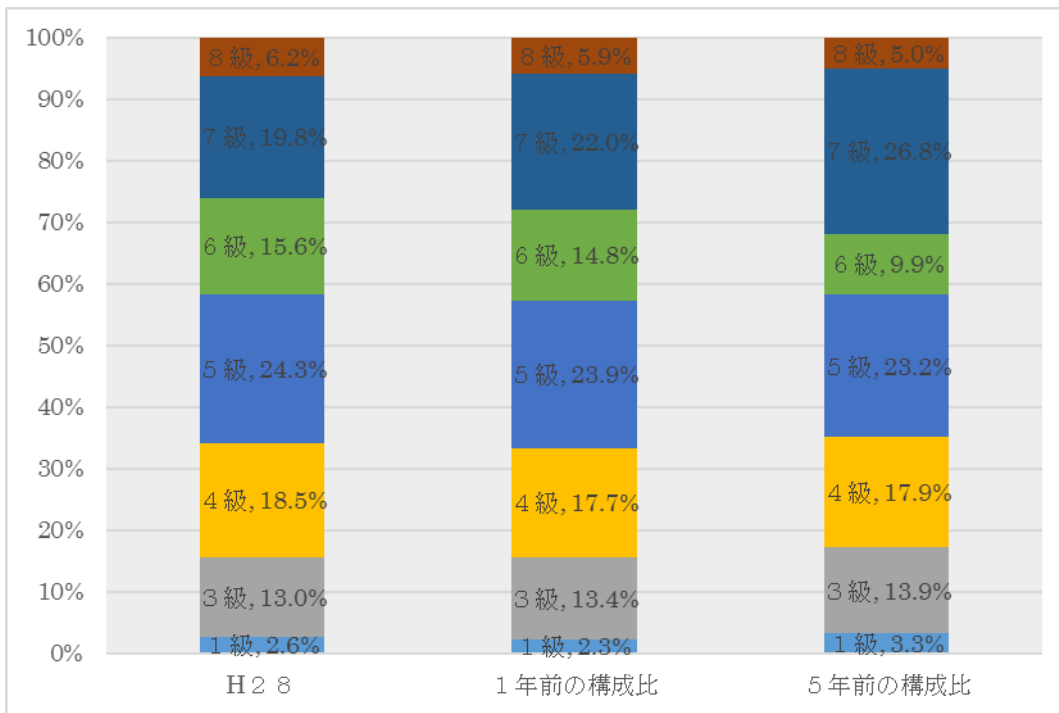
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	部長の職務	8人	2.6%	407,300円	467,800円
2級	理事の職務	0人	0.0%	403,800円	455,100円
3級	課長の職務	40人	13.0%	317,700円	444,100円
4級	課長補佐の職務	57人	18.5%	317,700円	407,400円
5級	係長の職務	75人	24.3%	247,800円	391,800円
6級	副主査の職務	48人	15.6%	247,800円	383,500円
7級	相当高度の知識等を必要とする業務を行う職務	61人	19.8%	178,200円	349,200円
8級	定型的な業務を行う職務	19人	6.2%	141,600円	297,500円

(注)1: 貝塚市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2: 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



注 平成19年1月1日より、7級制から8級制に変更している

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までにける運用	貝塚市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ. 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				

	標準に加え、下位の区分も適用				
	標準の区分のみ適用				
ロ. 人事評価を実施していない					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

貝塚市		大阪府		国	
1人当たり平均支給額(27年度) 1,542 千円		1人当たり平均支給額(27年度) 1,671 千円		—	
(27年度支給割合) 期末手当 2. 60月分 勤勉手当 1. 6月分 (1. 45)月分 (0. 75)月分		(27年度支給割合) 期末手当 2. 60月分 勤勉手当 1. 6月分 (1. 45)月分 (0. 75)月分		(27年度支給割合) 期末手当 2. 60月分 勤勉手当 1. 6月分 (1. 45)月分 (0. 75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。(公営企業分を除く)

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成 28 年度中における運用	貝塚市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
ロ. 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ. 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

貝塚市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分

その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算) 1人当たり平均支給額 6,131 千円 21,664 千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)
---	----------------------------------

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。
(公営企業分を除く)

(3) 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		149,515 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		245,107 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
貝塚市全域(教育職除く)	6 %	582 人	6 %
貝塚市全域(教育職)	11 %	28 人	6 %

(4) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		5,274 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		55,511 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		15.6 %		
手当の種類(手当数)		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(27年度決算)	左記職員に対する支給単価
救急業務従事手当	消防職員	救急業務	1,536 千円	1件 100 円
救急救命士従事手当	消防職員のうち救急救命士法に基づく免許を受けた職員	救急救命士の業務に従事したとき	182 千円	1件 2000 円
災害出動手当	消防職員	出火出動、救助出動又は災害出動により災害現場で災害救助の指導、監督又は作業に従事したとき	179 千円	1件 300 円
高所作業従事手当	消防職員	地上 10メートル以上のハシゴ車等足場の不安定な場所において消火その他の作業及び訓練に従事したとき	4 千円	日額 230 円
感染症防疫作業従事手当	廃棄物対策課に勤務する職員	感染症予防法に基づく消毒業務やそ族、昆虫の駆除業務	—	日額 230 円

夜間交代勤務手当	消防職員	交代勤務職員が深夜の作業に従事したとき	2,162 千円	1 回 410 円(深夜における勤務時間が 2 時間を超える場合にあっては 780 円)
じんあい収集作業等従事手当	廃棄物対策課に勤務する職員	じんあい収集業務又は機械により薬剤散布業務を行うとき	13 千円	1 日 500 円
下水道清掃作業等従事手当	道路交通課課に勤務する職員	下水の清掃又は消毒業務	97 千円	1 日 300 円
動物死体処理作業従事手当 (第 1 種及び第 2 種)	廃棄物対策課に勤務する職員	(第 1 種) 犬猫等の死体の収集、運搬業務	246 千円	1 回 350 円
	市民課に勤務する職員	(第 2 種) 犬猫等の死体の処分業務	243 千円	1 回 150 円
納棺・火葬業務従事手当	市民課に勤務する職員	納棺・火葬業務	610 千円	1 件 500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	152,804 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	250089 円
支給実績(27年度決算)	174,288 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	285,717 円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当及び夜間勤務手当を含む。

(6) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給 年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 1 人 6,500 円 1 人(配偶者なし) 11,000 円 特定期間の加算 5,000 円	同じ		74,976 千円	242,640 円
住居手当	借家・貸間 家賃の 1/2 の額 (上限 27,000 円)	異なる	国については、 ・借家・貸間 12,000 円を超える家賃に限定	28,916 千円	292,080 円

通勤手当	片道 2 km未満については支給対象外		異なる	国	34,507 千円	70,566 円
	自動車(交通用具)					
	2~4km	2,000 円 (2,000 円)				
	4~6km	3,000 円 (3,000 円)				
	6~8km	4,000 円 (4,000 円)				
	8~10km	5,000 円 (5,000 円)				
	10~12km	6,000 円 (6,000 円)				
	12~14km	7,000 円 (6,000 円)				
	14~16km	8,000 円 (6,000 円)				
	16~18km	9,000 円 (6,000 円)				
18~20km	10,000 円 (6,000 円)					
20~	11,000 円 (6,000 円)					
交通機関等						
運賃相当額(6箇月定期代)						
管理職手当	部長 月額 67,000 円 課長 月額 48,000 円 課長補佐(幼稚園長) 月額 37,000 円	異なる	国 組織・官職により 規定する額	75,845 千円	526,701 円	
義務教育等教員特別手当	教育職員に対し 15,900 円を超えない範囲で職務の級及び号給に応じて支給	-	-	767 千円	76,650 円	
宿日直手当	1 回 4,200 円	同じ		支給実績なし	— 円	

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給料	市 長	816,000 円 (960,000 円)	(参考)類似団体における最高／最低額 1,061,000 円／ 440,000 円
	副 市 長	705,500 円 (830,000 円)	885,000 円／ 375,000 円
報酬	議 長	620,000 円	737,000 円／ 360,000 円
	副 議 長	590,000 円	653,000 円／ 294,000 円
	議 員	550,000 円	591,000 円／ 266,000 円
期末手当	市 長	(平成27年度支給割合)	
	副 市 長	4. 15月分	
退職手当	議 長	(平成27年度支給割合)	
	副 議 長	4. 15月分	
退職手当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.5×0.6	13,824 千円 任期毎
		給料月額×在職月数×0.3×0.6	7,171 千円 任期毎

(注) 1: 給与及び報酬の()内は、減額措置を行う前の額である。

2: 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成27年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	5	5	0	機構改革による増 欠員不補充
		総 務	87	85	△2	
		税 務	39	40	1	
		民 生	116	119	3	
		衛 生	53	50	△3	
		労 働	1	1	0	
		農林水産	13	12	△1	
		商 工	5	5	0	
		土 木	47	49	2	
	計	366	366	0	<参考>平成28年4月1日 人口 10,000 人当たり職員数 41.13 人 (類似団体の人口 10,000 人当たり職員数 47.60 人)	
教育部門		104	102	△2	欠員不補充	
消防部門		85	85	0	再任用短→正職員の配置による増加	
小 計		555	553	△2	<参考>平成28年4月1日 人口 10,000 人当たり職員数 62.15 人 (類似団体の人口 10,000 人当たり職員数 61.53 人)	
公営企業 会計部門等	病 院	286	297	11	看護師の配置増	
	水 道	36	35	△1	再任用短→正職員の配置による増加	
	下水道	21	24	3	欠員、予算費目見直しによる減少	
	その他	34	34	0		
	小 計	377	390	13		
合 計		932 [1,034]	943 [1,034]	11 [0]	<参考>平成28年4月1日 人口 10,000 人当たり職員数 105.98 人	

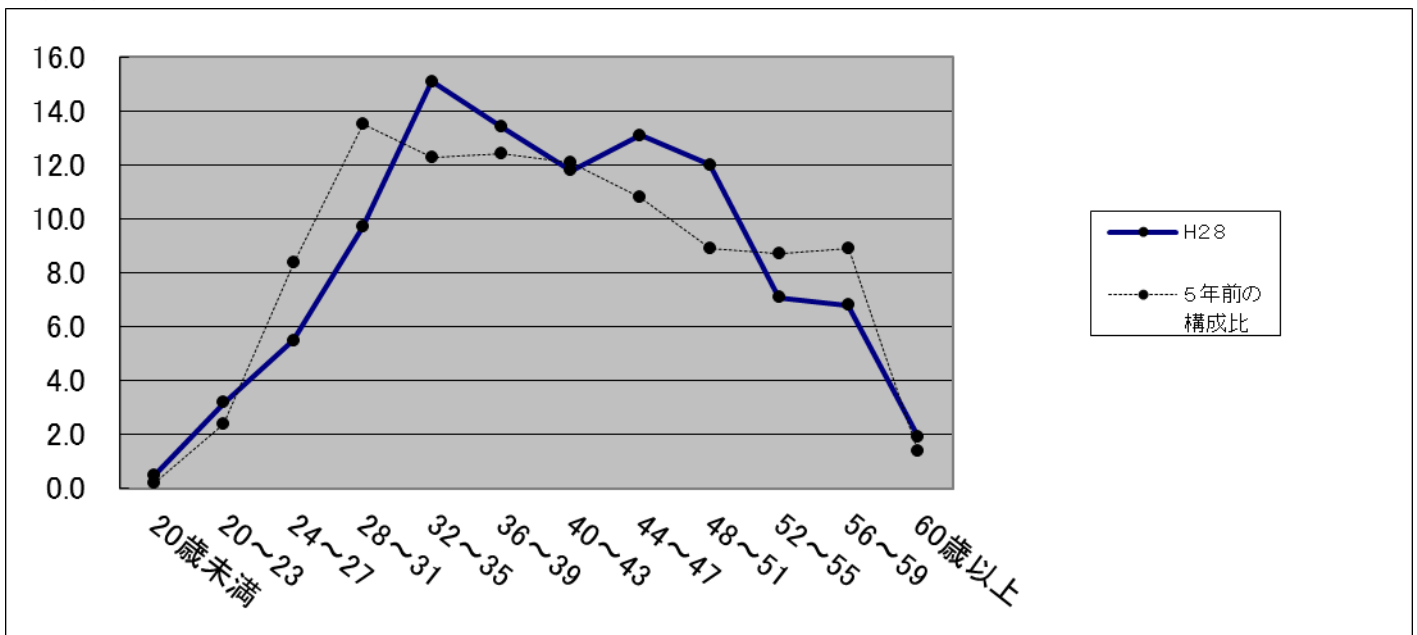
(注) 1: 職員数は一般職に属する職員数である。

2: []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	20 歳 未 満	20 歳 23 歳	24 歳 27 歳	28 歳 31 歳	32 歳 35 歳	36 歳 39 歳	40 歳 43 歳	44 歳 47 歳	48 歳 51 歳	52 歳 55 歳	56 歳 59 歳	60 歳 以 上	計
職員数	人 5	人 30	人 52	人 91	人 142	人 126	人 111	人 124	人 113	人 67	人 64	人 18	人 943

(%)



(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

度	年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
部門別								
	一般行政	364	366	362	364	366	366	2(0.5%)
	教育	120	117	111	105	104	102	▲18(▲17.6%)
	消防	83	83	83	84	85	85	2(2.4%)
	普通会計計	568	566	556	553	555	553	▲15(▲2.7%)
	公営企業会計計	376	378	368	373	377	390	14(3.6%)
	総合計	943	944	924	926	932	943	0(0%)

(注) 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

[1] 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 1,823,730	千円 197,748	千円 319,404	% 17.5	% 17.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	【参考】 市町村一人当 たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 38	千円 161,321	千円 14,065	千円 58,731	千円 234,117	千円 6,161	千円 6,190

(注) 1:職員手当には退職給与金を含まない。

2:職員数は、28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(給与減額の状況)

「貝塚新生プラン」により、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間、独自に給与減額を行っている。
減額措置の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・特別職の給料減額について、平成24年1月1日から当分の間、15%減額 ・事務、技能職給料表の適用を受ける職員の給料月額について、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間、職員の職務の級に応じて7%～1%減額 ・給料月額に比例して支給される地域手当、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当について、上記減額後の給料月額により算出

[2] 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
貝塚市(水道)	45.6歳	353,775円	513,414円
市町村平均	44.7歳	346,797円	514,785円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

[3] 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

貝塚市(水道)	貝塚市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(27年度) 1,546 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,542 千円
(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

貝塚市(水道)			貝塚市(企業を除く全会計)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
(自己都合)		(勸奨・定年)	(自己都合)		(勸奨・定年)
13,540 円		13,540 千円	6,131 千円		21,664 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)			9,449 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)			248,645 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
貝塚市全域	6%	38人	6%

エ 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		225 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		16,079 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		36.8%		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
給・配水管修繕 手当	水道サービス課に 勤務する職員	交通を遮断すること なく行う給・配水管修 繕業務	77 千円	1日250円

有害物取扱手当	浄水課に勤務する職員	法に規定する特定化学物質等、毒物又は劇物を取り扱う作業に従事したとき	96 千円	1日150円
緊急出動手当	全職員	正規の勤務時間外に事故等で緊急出動を命じられたとき	52 千円	1回1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	5,121 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	232,765 円
支給実績(27年度決算)	4,610 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	200,416 円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 1人 6,500 円 1人(配偶者なし) 11,000 円 特定期間の加算 5,000 円	同じ		6,377 千円	245,250 円
住居手当	借家・貸間 家賃の1/2の額 (上限27,000円)	同じ		1,242 千円	310,500 円
通勤手当	片道2km未満については支給対象外 自動車(交通用具) 2~4km 2,000 円 (2,000 円) 4~6km 3,000 円 (3,000 円) 6~8km 4,000 円 (4,000 円) 8~10km 5,000 円 (5,000 円) 10~12km 6,000 円 (6,000 円) 12~14km 7,000 円 (6,000 円) 14~16km 8,000 円 (6,000 円) 16~18km 9,000 円 (6,000 円) 18~20km 10,000 円 (6,000 円) 20~ 11,000 円 (6,000 円) 交通機関等 運賃相当額(6箇月定期代)	同じ		2,382 千円	72,185 円
管理職手当	部長 月額67,000円 課長 月額48,000円 課長補佐 月額37,000円	同じ		5,606 千円	509,635 円

(2) 病院事業

[1] 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占め る職員給与費 比率B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 6,752,991	千円 △5,593,750	千円 3,490,431	% 51.7	% 41.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当 たり 給与費 B/A	【参考】 市町村 一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手 当	期末・勤勉 手当	計 B		
27年度	人 289	千円 1,091,859	千円 613,075	千円 310,791	千円 2,015,725	千円 6,975	千円 6,792

(注)1:職員手当には退職給与金を含まない。

2:職員数は、28年3月31日現在の人数である。

3:資本勘定支弁職員に係る職員給与費なし。

イ 特記事項

(給与減額の状況)

「貝塚新生プラン」により、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間、独自に給与減額を行っている。

減額措置の内容

- ・特別職の給料減額について、平成24年1月1日から当分の間、15%減額
- ・事務、技能職給料表の適用を受ける職員の給料月額について、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間、職員の職務の級に応じて7%~1%減額
- ・給料月額に比例して支給される地域手当、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当について、上記減額後の給料月額により算出

[2] 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成28年4月1日現在)

	区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
貝塚市	医師	44.7歳	551,267円	1,252,620円
	看護師	41.5歳	320,195円	470,981円
	医療技術員	40.3歳	329,081円	464,665円
	事務員	43.0歳	355,882円	527,466円
	労務員	43.6歳	368,809円	483,250円
市町村平均	医師	44.4歳	564,493円	1,390,925円
	看護師	39.0歳	289,980円	458,898円
	事務員	42.9歳	326,257円	496,398円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

[3] 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

貝塚市(病院)	貝塚市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(27年度) 1,083 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,542 千円
(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

貝塚市(病院)			貝塚市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.590月分	勤続35年	41.325月分	49.590月分
最高限度額	49.590月分	49.590月分	最高限度額	49.590月分	49.590月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
(自己都合)		(勸奨・定年)	(自己都合)		(勸奨・定年)
2,041千円		19,176千円	6,131千円		21,664千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		93,349千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		309,615円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
貝塚市全域(医師)	16%	43人	16%
貝塚市全域(その他)	6%	255人	6%

エ 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		72,104千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		292,016円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		90.7%	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(27年度決算)
			左記職員に対する支給単価

放射線作業従事手当	医師・看護師・准看護師・技師	放射線の撮影等の作業に従事したとき	917 千円	1日 230 円 (半日 115 円)
夜間看護手当	医師・看護師・准看護師・技師	<p>・正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われるとき。</p> <p>・救急患者に対処するため呼び出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において手術等の業務に1時間以上従事したとき。</p> <p>・救急業務に備えるため、あらかじめ貸与する通信端末を携帯し、自宅待機を命じられたとき。</p>	71,186 千円	勤務時間の一部が深夜2時間以上4時間未満 1回 4,400 円 勤務時間の一部が深夜4時間以上 1回 5,200 円 勤務時間が深夜全部を含む 1回 11,000 円 救急呼出 医師管理職 1回 10,000 円 その他管理職 1回 4,000 円 その他 1回 1,240 円 待機 平日 1,000 円 土曜 1,500 円 日祝日 2,000 円
手術業務従事手当	医師・看護師・准看護師・技師	<p>・手術室(日帰り手術センターを含む)において、手術業務(手術準備のみを行う日における業務を除く)に従事したとき。</p> <p>・当直を命じられた医師が当直中に救急業務等で当直医師を行う医師が複数必要になった場合に備えるため、あらかじめ管理者より自宅待機を命じられたとき。</p>	1,379 千円	1日 500 円 半日 250 円 医師待機 平日 5,000 円 土曜 7,500 円 日祝日 10,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	102,104 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	285,207 円
支給実績(27年度決算)	115,917 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	358,691 円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当及び夜間勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員 1人当たり平均 支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 1人 6,500 円 1人(配偶者なし) 11,000 円 特定期間の加算 5,000 円	同じ		31,442 千円	211,967 円
住居手当	借家・貸間 家賃の 1/2 の 額 (上限 27,000 円)	同じ		15,159 千円	297,717 円
通勤手当	片道 2 km未満については支給対象外 自動車(交通用具) 2～4km 2,000 円 (2,000 円) 4～6km 3,000 円 (3,000 円) 6～8km 4,000 円 (4,000 円) 8～10km 5,000 円 (5,000 円) 10～12km 6,000 円 (6,000 円) 12～14km 7,000 円 (6,000 円) 14～16km 8,000 円 (6,000 円) 16～18km 9,000 円 (6,000 円) 18～20km 10,000 円 (6,000 円) 20～ 11,000 円 (6,000 円) 以下、医師に限る (別途経路により加算あり) 16～18km 24,150 円 18～20km 25,150 円 20～22km 26,150 円 22～24km 27,100 円 24～26km 32,500 円 (32,100 円) 26～28km 33,500 円 (33,100 円) 28～30km 34,500 円 (34,100 円) 30～32km 35,500 円 (35,100 円) 32～34km 36,500 円 (36,100 円) 34～36km 37,500 円 (37,100 円) 36～38km 38,500 円 (48,800 円) 38～40km 39,500 円 (49,800 円) 40～42km 40,500 円 (50,800 円) 42～44km 41,450 円 (51,750 円) 44～46km 42,450 円 (52,750 円) 46～48km 43,450 円 (53,750 円) 48～50km 44,450 円 (54,750 円) 50km～ 45,450 円 (65,400 円) 交通機関等	異なる	一般行政 職には医 師の定め がない	29,609 千円	149,857 円

<p>医師 初任給 調整手当</p>	<p>基準日 当該年度の4月1日</p> <table border="0"> <tr><td>16年未満</td><td>238,000円</td></tr> <tr><td>16～17年</td><td>351,000円</td></tr> <tr><td>17～18年</td><td>365,000円</td></tr> <tr><td>18～19年</td><td>378,000円</td></tr> <tr><td>19～20年</td><td>391,000円</td></tr> <tr><td>20～21年</td><td>408,000円</td></tr> <tr><td>21～22年</td><td>428,000円</td></tr> <tr><td>22～23年</td><td>448,000円</td></tr> <tr><td>23年以上</td><td>470,000円</td></tr> </table> <p>※副部長以下は、16年未満を適用する。 ※加算(月額) ・16年以上の医療職2級の職員が通常勤務時間外において診療業務を行った場合の加算</p> <table border="0"> <tr><td>10時間以上 20時間未満</td><td>25,000円</td></tr> <tr><td>20時間以上 30時間未満</td><td>75,000円</td></tr> <tr><td>30時間以上</td><td>125,000円</td></tr> </table> <p>・医師派遣協定に基づき医師を派遣し、診療業務に従事した場合の加算 市立貝塚病院が収入した額に別に管理者が定める割合を乗じて得た額</p>	16年未満	238,000円	16～17年	351,000円	17～18年	365,000円	18～19年	378,000円	19～20年	391,000円	20～21年	408,000円	21～22年	428,000円	22～23年	448,000円	23年以上	470,000円	10時間以上 20時間未満	25,000円	20時間以上 30時間未満	75,000円	30時間以上	125,000円	<p>異なる</p>	<p>該当 手当なし</p>	<p>180,392千円</p>	<p>4,500,417円</p>														
16年未満	238,000円																																										
16～17年	351,000円																																										
17～18年	365,000円																																										
18～19年	378,000円																																										
19～20年	391,000円																																										
20～21年	408,000円																																										
21～22年	428,000円																																										
22～23年	448,000円																																										
23年以上	470,000円																																										
10時間以上 20時間未満	25,000円																																										
20時間以上 30時間未満	75,000円																																										
30時間以上	125,000円																																										
<p>管理職 手当</p>	<p>・医師</p> <table border="0"> <tr><td>院長</td><td>月額 80,100円</td></tr> <tr><td>副院長</td><td>月額 70,200円</td></tr> <tr><td>診療局長・参与</td><td>月額 60,300円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>月額 50,400円</td></tr> <tr><td>センター長</td><td>月額 50,400円</td></tr> </table> <p>・看護師</p> <table border="0"> <tr><td>看護局長</td><td>月額 67,000円</td></tr> <tr><td>副局長</td><td>月額 48,000円</td></tr> <tr><td>看護師長</td><td>月額 37,000円</td></tr> </table> <p>・医療技術員</p> <table border="0"> <tr><td>技師長</td><td>月額 48,000円</td></tr> <tr><td>副技師長</td><td>月額 37,000円</td></tr> <tr><td>室長</td><td>月額 48,000円</td></tr> <tr><td>副室長</td><td>月額 37,000円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>月額 56,000円</td></tr> <tr><td>副部長</td><td>月額 48,000円</td></tr> <tr><td>主幹</td><td>月額 37,000円</td></tr> </table> <p>・事務員</p> <table border="0"> <tr><td>事務局長</td><td>月額 67,000円</td></tr> <tr><td>課長</td><td>月額 48,000円</td></tr> <tr><td>課長補佐</td><td>月額 37,000円</td></tr> <tr><td>副室長</td><td>月額 37,000円</td></tr> </table>	院長	月額 80,100円	副院長	月額 70,200円	診療局長・参与	月額 60,300円	部長	月額 50,400円	センター長	月額 50,400円	看護局長	月額 67,000円	副局長	月額 48,000円	看護師長	月額 37,000円	技師長	月額 48,000円	副技師長	月額 37,000円	室長	月額 48,000円	副室長	月額 37,000円	部長	月額 56,000円	副部長	月額 48,000円	主幹	月額 37,000円	事務局長	月額 67,000円	課長	月額 48,000円	課長補佐	月額 37,000円	副室長	月額 37,000円	<p>異なる</p>	<p>一般行政 職には医 師の定め がない</p>	<p>31,825千円</p>	<p>611,040円</p>
院長	月額 80,100円																																										
副院長	月額 70,200円																																										
診療局長・参与	月額 60,300円																																										
部長	月額 50,400円																																										
センター長	月額 50,400円																																										
看護局長	月額 67,000円																																										
副局長	月額 48,000円																																										
看護師長	月額 37,000円																																										
技師長	月額 48,000円																																										
副技師長	月額 37,000円																																										
室長	月額 48,000円																																										
副室長	月額 37,000円																																										
部長	月額 56,000円																																										
副部長	月額 48,000円																																										
主幹	月額 37,000円																																										
事務局長	月額 67,000円																																										
課長	月額 48,000円																																										
課長補佐	月額 37,000円																																										
副室長	月額 37,000円																																										

宿日直 手当	<p>・医師</p> <p>平日(当直) 40,000 円 土曜(半+当直) 60,000 円 土曜(日+当直) 80,000 円 日祝日(日+当直) 80,000 円 ※加算(1件につき)</p> <p>外来初診(救急告示を受けている診療科、又はこれに準ずる診療科)</p> <p>通常 2,300 円 休日 2,400 円 深夜 3,550 円</p> <p>外来再診(救急告示を受けている診療科、又はこれに準ずる診療科)</p> <p>通常 1,800 円 休日 1,850 円 深夜 3,000 円</p> <p>外来初診(その他の診療科)</p> <p>通常 850 円 休日 1,250 円 深夜 2,400 円</p> <p>外来再診(その他の診療科)</p> <p>通常 650 円 休日 950 円 深夜 2,100 円</p> <p>入院加算 3,000 円 分娩加算 10,000 円</p> <p>・看護師、医療技術員 [管理職]</p> <p>平日(当直) 6,400 円 土曜(半+当直) 9,600 円 土曜(日+当直) 12,800 円 日祝日(日+当直) 12,800 円</p> <p>[管理職以外]</p> <p>平日(当直) 4,200 円 土曜(半+当直) 6,300 円 土曜(日+当直) 8,400 円 日祝日(日+当直) 8,400 円</p>	異なる	該当 手当なし	23,915 千円	344,507 円
-----------	--	-----	------------	-----------	-----------